

令和2年第8回定例公安委員会会議録

開催日時 令和2年3月12日(木) 午前11時15分～午後4時30分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時25分

2 出席者

公安委員会 小谷委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 伊貝警務部長 谷村首席監察官 長谷高生活安全部長
松岡刑事部長 柳清交通部長 牧田警備部長
竹森警察学校長 妹尾情報通信部長

(事務局等～中嶋公安委員会補佐室長、中田補佐)

3 議題事項

警察署協議会委員の委嘱(警務部)

警察本部

鳥取警察署協議会委員1名及び倉吉警察署協議会委員1名が辞職されたことに伴い、新たに委員を委嘱する。委員候補者について、居住地域、識見等を勘案し、警察署長より上申があった。新委員の任期は、鳥取県警察署協議会条例により、前任者の残任期間とする旨が規定されていることから、前任者の残任期間である令和3年5月31日までとなる。

委員

候補者について事前に説明を受けている。この方々に委嘱する。

4 報告事項

- 鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画（鳥取県警察特定事業主行動計画）の策定（警務部）
- 鳥取県警察障がい者雇用推進計画の制定（警務部）
- 令和2年春の全国交通安全運動の実施（交通部）
- 公安委員会直営による高齢者講習の実施（交通部）

（1）鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画（鳥取県警察特定事業主行動計画）の策定（警務部）

警察本部

県警察では、平成28年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画のほか、働き方改革、女性職員の活躍及び全職員のワークライフバランスを推進するための総合的な計画として「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、各種施策に取り組んできた。この度、現行計画の計画期間が終了となることから、新たに「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」を策定する。

この度の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。計画策定後は、その内容を各種研修会等で全職員に周知した上で、計画に対する職員からの提案や相談等に対応していく。また、これまでと同様に、計画の進捗状況の分析、評価等を随時行う。

内容は、現行計画に引き続き、「働き方改革に関するもの」、「女性職員の活躍推進に関するもの」、「ワークライフバランスの推進に関するもの」及び「その他の次世代育成支援に関するもの」の4つの推進項目からなる推進計画を策定する。その中の数値目標については従前から公表しているが、この度、新たに設定する。

女性警察官の割合については、令和7年度までに全警察官に占める女性警察官の割合を13パーセントとする。この数値のみ「令和7年度まで」としているのは、令和6年度中に採用した者が県警察の定員として反映されるのが令和7年4月1日であるためである。現行計画では令和3年度までに10パーセントを目標としていたが、令和元年度に10.4パーセントとなり、目標を達成した。今回の計画策定に当たり、過去5年間の女性警察官の採用割合や離職状況等を勘案し、13パーセントとした。

年次有給休暇等の平均取得日数については、夏季特別休暇5日間を含め、年間17日以上有給休暇等の取得を目指す。目標は従前から17日としており、平成30年に17.2日となったが、昨年は16.5日であった。これは、従来、当直勤務明けの日も終日勤務日であることから年次有給休暇を取得する者もいたが、昨年に当直勤務制度を見直し、当直勤務明けの日は12時に勤務終了としたため、取得日数が減少したことが一因と考えている。

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率については、合計4日以

上の取得率100パーセントを目指す。現行計画では、「男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇について取得率100パーセント」と設定していた。しかし、個々の取得状況をみるとばらつきがあることや、男性職員の家庭生活への参画を更に促進する観点から、どちらか一つの休暇ではなく、両方の休暇取得を目標とする。

男性職員育児休業の取得率については、60パーセントを目指す。現行計画では10パーセントと設定していたが、本年度、1歳未満の子を養育する男性職員に対し、本人の意向を尊重しつつ育児休業の取得を促したところ、前年度の約6パーセントから大きく増え、1月末現在で約57パーセントとなった。引き続き、男性職員も育児休業を取得しやすいよう、必要な環境整備等を行っていく。

今回新たに策定する推進計画及び推進計画に基づく取組の実施状況については、県警ホームページへ掲載して公表する。

委員

数値目標の達成状況をも、目標を設定してから達成まで、すごくスピード感がある。

委員

年次有給休暇は取得日数も大切だが、計画的に取得できるよう柔軟な対応も必要だと思う。この計画に基づき、引き続き必要な取組を行っていただきたい。これらの結果は、採用活動においても警察のイメージを変える良い広報資料となると思う。

(2) 鳥取県警察障がい者雇用推進計画の制定（警務部）

警察本部

障がい者雇用推進法が昨年改正され、事業主は、障がい者活躍推進計画の制定が義務付けられたことから、県警察としても障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的に実施するため、「鳥取県警察障がい者活躍推進計画」計画を策定した。

今回の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであり、採用・定着・満足度・職域の拡大に関する目標を掲げる。

採用目標は、適正な法定雇用障がい者数の達成とする。現時点の法定雇用率は2.5パーセントであり、警察の場合は警察行政職員の定員に比した数となるため、7人の雇用が必要となる。県警察では現在4人雇用しているが、障害者雇用促進法等の規定により、重度障がい者については1人につき2人を雇用しているとみなすとされており、職員の障がいの程度から法的に7人を雇用していることとなり、水準を満たしている。しかし、令和3年には法定雇用率が2.6パーセントに引上げ予定であり、必要雇用者数は8人となることから、1名の採用が必

要である。

定着に関する目標は、障がい者自身の意見や希望を基に職場環境を見直し、不本意な離職者を生じさせないようにする。

満足度に関する目標は、毎年5月に新規採用者を除き、在職する障がい者への面接及びアンケートを行い、進捗状況を把握・管理する。アンケートでの満足度の評価は80パーセント以上とする。

職域の拡大に関する目標は、個人の障がいの特性を踏まえ、職員が活躍できる職域の拡大を図る。

取組内容については、まず、障がい者の活躍を推進する体制整備として、本年2月20日、警察本部に「鳥取県警察障がい者雇用推進チーム」を設置した。同チームは、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する事項の検討、障がい者である職員の視点を反映した施策推進に向けた検討等を行う。

障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出として、新規採用時や人事異動期の面談において、障がい者と業務のマッチングができているかの点検、検討を行う。

障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理として、障がいの特性及び障がい者の要望を把握して働きやすい環境の整備等を行うほか、キャリアパスを考えた人事管理を行う。

本計画については公表が義務付けられていることから、本年4月1日までに県警ホームページへ掲載する。

なお、採用試験については、令和2年度鳥取県職員採用試験「警察行政・障がい者対象」日程の受付を9月4日から行い、11月1日に一次試験を実施予定である。

委員

障がいのある職員の職務内容等で、他県警の参考事例はあるか。

警察本部

障がいの特性等が個々で違うため、一概に類型化は難しい部分もある。今回の法改正により、それぞれ体制が整いつつあるので、必要に応じて参考にしたい。

委員

現在雇用している障がいのある職員の年齢構成はどうか。また、全員、警察本部で勤務しているか。

警察本部

年齢は、20歳代、40歳代、50歳代である。勤務地は、警察本部以外でも勤務している。

委員

計画に沿った取組を行っていただきたい。

(3) 令和2年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

警察本部

本年4月6日から同月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施される。運動重点は、子どもを始めとする歩行者の安全の確保、高齢運転者等の安全運転の励行及び自転車の安全利用の推進である。

交通安全日として、4月10日を全国一斉に「交通事故死ゼロを目指す日」、4月15日を「交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日」として取り組む。

例年、各警察署において行事等を予定しているが、本年は新型コロナウイルスの影響もあり、行事の中止や規模の縮小が検討されるなど、計画どおりに実施できるか未定であるが、警察としては、街頭啓発活動、高齢者訪問活動、飲酒運転根絶広報等を行い、交通安全を呼び掛けていく。

委員

自転車でスピードを出している中高生を見掛けるなど、危険だと感じることもある。自転車であっても交通事故の第1当事者になる可能性もある。そのような危険性をもっと周知していただきたい。学校が始まれば、学生には、自転車の安全利用について特に広報を行っていただきたい。

(4) 公安委員会直営による高齢者講習の実施（交通部）

警察本部

現在、認知機能検査の一部を公安委員会直営により実施しているところであるが、今後、運転免許更新時における高齢者講習を必要とする70歳以上の高齢免許人口の増加が見込まれており、高齢者講習を実施する指定自動車教習所の受入れ許容量も限られていることから、新たに公安委員会直営による高齢者講習を実施する。

実施場所は、鳥取県自動車運転免許試験場とする。

対象は、県内の指定自動車教習所で受講することができず、かつ、運転免許の有効期限が切迫している70歳以上の高齢者で、鳥取県自動車運転免許試験場まで出向くことを承諾する者とする。

高齢者講習を実施するには高齢者講習指導員の養成が必要であることから、自動車安全運転センター安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）における高齢者講習指導員研修を鳥取県自動車運転免許試験場試験官が受講し、資格を取得済みである。また、講習に必要な資機材の購入、関係規程の改正等を行う。

今後、高齢者対策を柱とした道路交通法改正案の閣議決定を受け、75歳以上の高齢者の運転免許更新に技能検査（実技試験）の導入や、運転免許の新規条件（安全運転サポート車）が創設されることに伴い、各種準備を行う。また、75歳以上の高齢者の増加に伴い、公安委員会直営による認知機能検査の全件実施を検討していく。

委員

現状でも厳しい状況だと分かるが、今後、公安委員会直営による高齢者講習の増加が予想されるため、職員を増員するなどの検討が必要だと思う。

委員

高齢者は増加する一方である。道路交通法も改正となるので、受講者の受入れ対策等、必要な対応をお願いします。

5 その他

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

警察署協議会委員の委嘱

3 報告事項

- ・ 審査請求関係
- ・ 監察報告
- ・ 留置関係
- ・ 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に定める「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」の一部変更（案）

4 決裁

- ・ 警察署協議会委員の委嘱

- ・ 鳥取県公安委員会公印規程の改正
- ・ 高齢者講習の実施に関する規程の改正
- ・ 特定任意高齢者講習の実施に関する規程の改正

5 行事等

- ・ 児童相談所出向者との懇談
- ・ 視察（情報通信部・小谷委員長）
- ・ 視察（航空隊・衣笠委員、勝部委員）

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。